

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上の  
ガイドラインの策定について（通知）

量販店等の防火安全対策については「量販店等における当面对応すべき防火安全対策の強化について」（平成17年1月19日付け消防予第5号・消防安第7号）により、放火火災防止の推進については「放火火災防止対策検討会の報告書の送付及び放火火災防止に向けた取組みの積極的な推進について」（平成17年1月28日付け消防予第22号）により、それぞれ積極的な取組みをお願いしているところです。

今般、これらの通知を踏まえ、放火火災防止対策に資する放火監視機器として、別添のとおり「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」を策定しました。本ガイドラインで示す放火監視センサーは、その感度を自動火災報知設備にかかる炎感知器より高くすることにより、火災に至る前の極小火源により生ずる炎に対し警報を発するものであり、放火火災防止対策に有効なものです。

貴職におかれましては、下記の事項に留意の上、放火監視センサーの活用等により、放火火災防止対策のより一層の強化を図られるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内市町村に対して御指導のほどよろしくお願いいたします。

なお、放火監視センサーについては、別添ガイドラインにより日本消防検定協会で鑑定することとしており、別図の鑑定マークが貼付される予定であるので念のため申し添えます。

記

1. 一般の防火対象物における防火対策としては、消防法令に基づき消防用設備等の設置が義務付けられている。しかしながら、可燃物量が多く、死角となる場所も多い物販店舗等にあっては死角となりやすい場所、人の目の届きにくい場所等に放火監視センサーを設置することも有効であるので、放火火災防止対策の選択肢として考慮

されたいこと。なお、具体的にどのような場所に設置することが有効であるかについては別途例示する予定であること。

- 2．物品販売店舗等に放火監視センサーを設置する場合にあっては、
  - (1) 広告や商品展示により、放火監視センサーの監視エリアに死角が生じないように指導されたいこと。
  - (2) 放火監視センサーは、紫外線を検知する方式、赤外線を検知する方式及びその両者を検知する方式などがあるが、最も多く使われている紫外線を検知する方式のものは、ハロゲンランプの光を検知して作動するため、その監視エリアに照明に用いるハロゲンランプ等の光源を設ける場合は、放火監視センサーを直接照射しないよう留意するよう指導されたいこと。
  - (3) 陳列商品の模様替え等が行われる場合にも、監視エリアの設定や光源の位置に留意するよう指導されたいこと。
- 3．効果的に放火火災防止を図るためには、放火監視機器の設置された防火対象物の実態に応じて、監視カメラ、携帯電話等と組み合わせ使用することも有効であること。

(担 当) 消防庁予防課

設備係長 伊藤

規格係長 北野 電話 03-5253-7523